

基本方針案説明資料

平成24年3月22日
国家公務員制度改革推進本部事務局

現行の国家公務員の定年制度、再任用制度の概要

定年制度

- 定年は60歳 ※例外あり: 医師65歳、検察官(検事総長以外)63歳、守衛等63歳、事務次官62歳 等
- 定年到達日以後の最初の3月31日に退職 ※任命権者があらかじめ別な日を指定することも可能

再任用制度

- 定年退職者等について、任命権者は従前の勤務実績等に基づく選考による再任用が可能(再任用の義務付けなし)
- 任期は、1年を超えない範囲内で任命権者が定めた期間(更新可)
- 任期の末日は、64歳(※)に達する年度の3月31日以前
※ 公的年金(1階部分)の支給開始年齢に合わせて段階的に引き上げ。平成25年4月から65歳
- 勤務形態は、フルタイム勤務(週38時間45分)と短時間勤務(週15時間30分～31時間の範囲内)

《現行の運用状況》

現行の再任用制度の運用を一般職非現業の職員で見ると、ストックベースで対象層の2～3割程度が再任用されるか、その予定になっており、再任用職員の約7割が短時間再任用職員(週15時間30分～31時間勤務)である。

平成18～21年度定年退職者数	15,352人
平成22年度再任用職員数	3,297人(100.0%)
うち フルタイム再任用職員数	992人(30.1%)
うち 短時間再任用職員数	2,305人(69.9%)

平成19～22年度定年退職者数	15,627人
平成23年度再任用予定職員数	4,644人(100.0%)
うち フルタイム再任用職員数	1,301人(28.0%)
うち 短時間再任用職員数	3,343人(72.0%)

I. 基本方針(案)のポイント①(雇用と年金の接続の在り方) <記の1、2②関係>

- 定年退職者がフルタイム再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、定年退職日後、空白期間を設けることなく、当該職員をフルタイム再任用するものとする(義務付け)。
定年退職者が短時間再任用を希望する場合、任命権者ができる限り希望に沿った対応ができるような環境を整備する。

- ただし、①最下位の職制上の段階の官職(一般行政職の「係員」)に係る標準職務遂行能力と②当該官職(「係員」)についての適性を有しない職員は、上記再任用の義務付けの対象外

【参考】厚生労働省労働政策審議会 建議「今後の高齢者雇用対策について」(平成24年1月6日)(抜粋)
(前略) 2013年度からの老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引上げに伴い、無年金・無収入となる者が生じることのないよう、意欲と能力に応じて働き続けることが可能となる環境整備が求められており、雇用と年金を確実に接続させるため、現行の継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準は廃止することが適当である。
その際、就業規則における解雇事由又は退職事由(年齢に係るものを除く)に該当する者について継続雇用の対象外とすることもできるとすることが適当である(この場合、客観的合理性・社会的相当性が求められると考えられる)。
※下線は引用に際して付した

- 任命権者は、従前の勤務実績等に基づき、標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる官職に任用

- 上記の再任用期間(任期を更新した場合を含む。)の末日は以下のとおり(次ページ参照)

* 公的年金(2階部分)の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引上げ

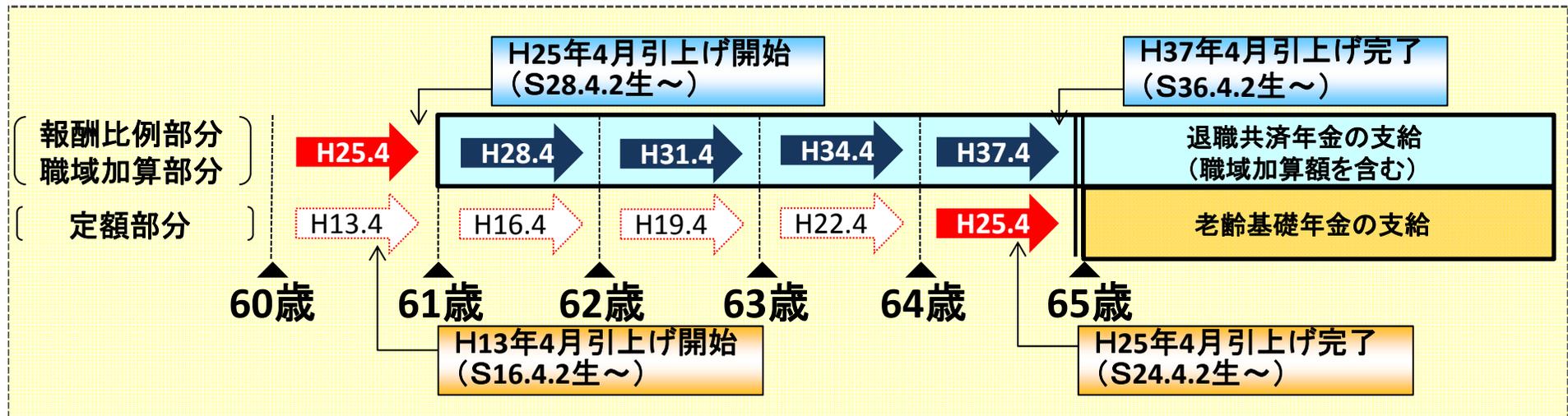
平成26年4月1日～29年3月31日：61歳に達する日以後における最初の3月31日
平成29年4月1日～32年3月31日：62歳に達する日以後における最初の3月31日
平成32年4月1日～35年3月31日：63歳に達する日以後における最初の3月31日
平成35年4月1日～38年3月31日：64歳に達する日以後における最初の3月31日
平成38年4月1日～：65歳に達する日以後における最初の3月31日

- 上記の再任用の任期は1年を超えない範囲内(更新も同様)

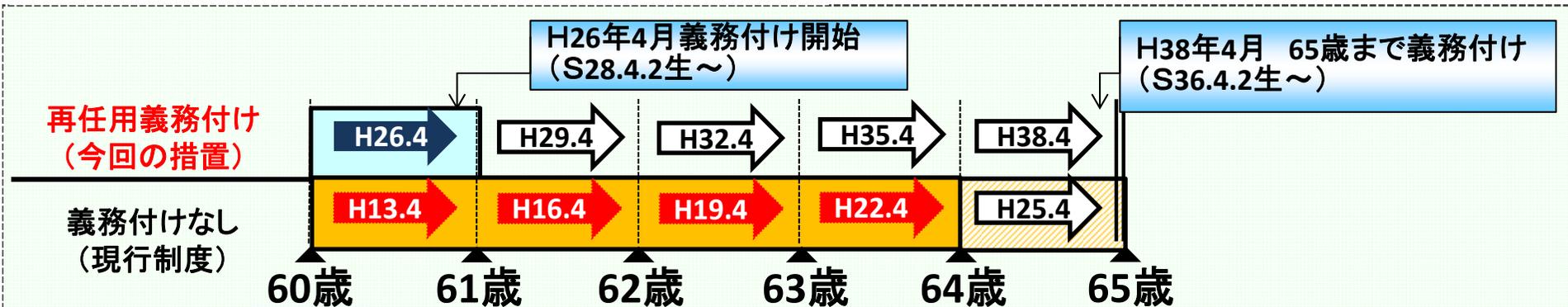
* 任期の更新に当たっては、年度ごとに能力及び適性を確認

《 I の参考 》 公的年金の支給開始年齢の引上げと再任用の義務化との関係

＜年金の支給開始年齢引上げのスケジュール＞



＜再任用の義務化の範囲の引上げスケジュール＞



定年

- 定年は、60歳に達した日以後の最初の3月31日
- 義務化の対象となる再任用期間の末日は、それぞれの年齢に達する日以後の最初の3月31日

(例) S28.10.1生まれの職員

H25.10.1 60歳到達 ⇒ H26.3.31 定年退職 ⇒ H26.4.1 再任用(任命権者に義務付け)
⇒ H26.10.1 61歳到達(報酬比例部分受給可)

Ⅱ. 基本方針(案)のポイント②(当面の検討課題、法施行後の検討課題) <記の1関係>

○ 意欲と能力のある人材を本格的な職務で最大限活用できるよう、再任用職員が担う職務の在り方等について検討

【参考1】人事院の意見の申出(平成23年9月30日)(抜粋) ※下線は引用に際して付した

政策の立案や行政事務の執行等の管理・事務・技術的な業務が主体である公務においては、現在行っているような定年前より低い職責の補完的な職務に再任用する形では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは難しい

【参考2】現行の再任用制度の運用状況

平成13年4月から導入されている現行再任用制度においては、定年前と比べ、職制上の段階が低い官職に採用する運用が各府省で定着している。背景には、基礎年金部分の支給開始年齢の段階的引上げに対応した制度として設けられてきた経緯が存在する。

※再任用後のポスト：①係員59.0%、②スタッフ職・専門職33.0%、③ラインの役職者7.2%、④不明0.8%

※再任用後の官署：①退職時の官署で同じ部署41.0%、②退職時の官署で異なる部署30.1%、③その他・不明28.9%

出所：「平成22年度退職公務員生活調査」(人事院) (現業・特定独法職員を含むデータ)

(注) 「スタッフ職・専門職」は出先機関の独任官等を含み、「ラインの役職者」は出先機関の係長等を含む。

◀在職状況(行政職(一)：一般行政職員)▶

行政職(一)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本省	係員	係員(特高)	係長	係長(困)	課長補佐	課長補佐(困)	室長	室長(困)	課長(重)	課長(特重)
管区機関	係員	係員(特高)	係長	係長(困)	課長補佐(困)	課長	課長(特困)	部長(重)	機関の長	機関の長(重)
府県単位機関	係員	係員(特高)	係長	係長(特困)	課長	課長(困)	機関の長	機関の長(困)		
フルタイム勤務(人)	332	1	48	253	12	8	5	3	2	0
短時間勤務(人)	1,950	7	835	1,057	51	0	0	0	0	0

※1 「平成23年国家公務員給与等実態調査」結果。平成23年4月1日に在職する再任用職員数。

※2 行政職(一)のほか、他の俸給表の合計で、フルタイム勤務は913人、短時間勤務は954人が再任用職員として在職。

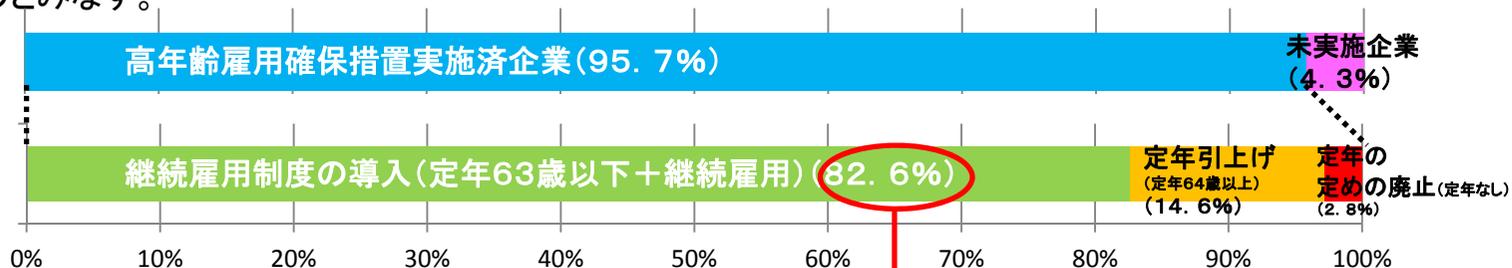
○ 年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げ期間中の一定の時期に、①公務の運営状況、②民間企業における高齢者雇用確保措置の実施状況を勘案し、意見の申出を踏まえつつ、雇用と年金の接続の在り方について改めて検討

《Ⅱの参考》 民間の雇用者に係る現行制度と今後の改正の方向性

現行

高齢者雇用安定法における高齢者雇用確保措置(法定定年年齢を60歳とした上での雇用確保措置)

- ・ 事業主に対し、高齢者の65歳(※)までの安定雇用の確保のため、次のいずれかの措置を義務付け。
 - ① 定年の引上げ
 - ② 継続雇用制度
 - ③ 定年の定め廃止
- ※ 公的年金(1階部分)支給開始年齢の段階的引上げに合わせて引上げ(現在64歳まで)。
- ・ ②について、事業主が、事業所の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなす。



うち56.8%(全企業の44.9%)が労使協定により継続雇用制度の対象者に係る基準を設定

出所:平成23年「高齢者の雇用状況」(厚生労働省/平成23年6月1日現在/規模31人以上の民間企業が対象/調査時点で64歳まで義務付け)

今後

＜厚生労働省労働政策審議会 建議「今後の高齢者雇用対策について」のポイント＞(平成24年1月6日)

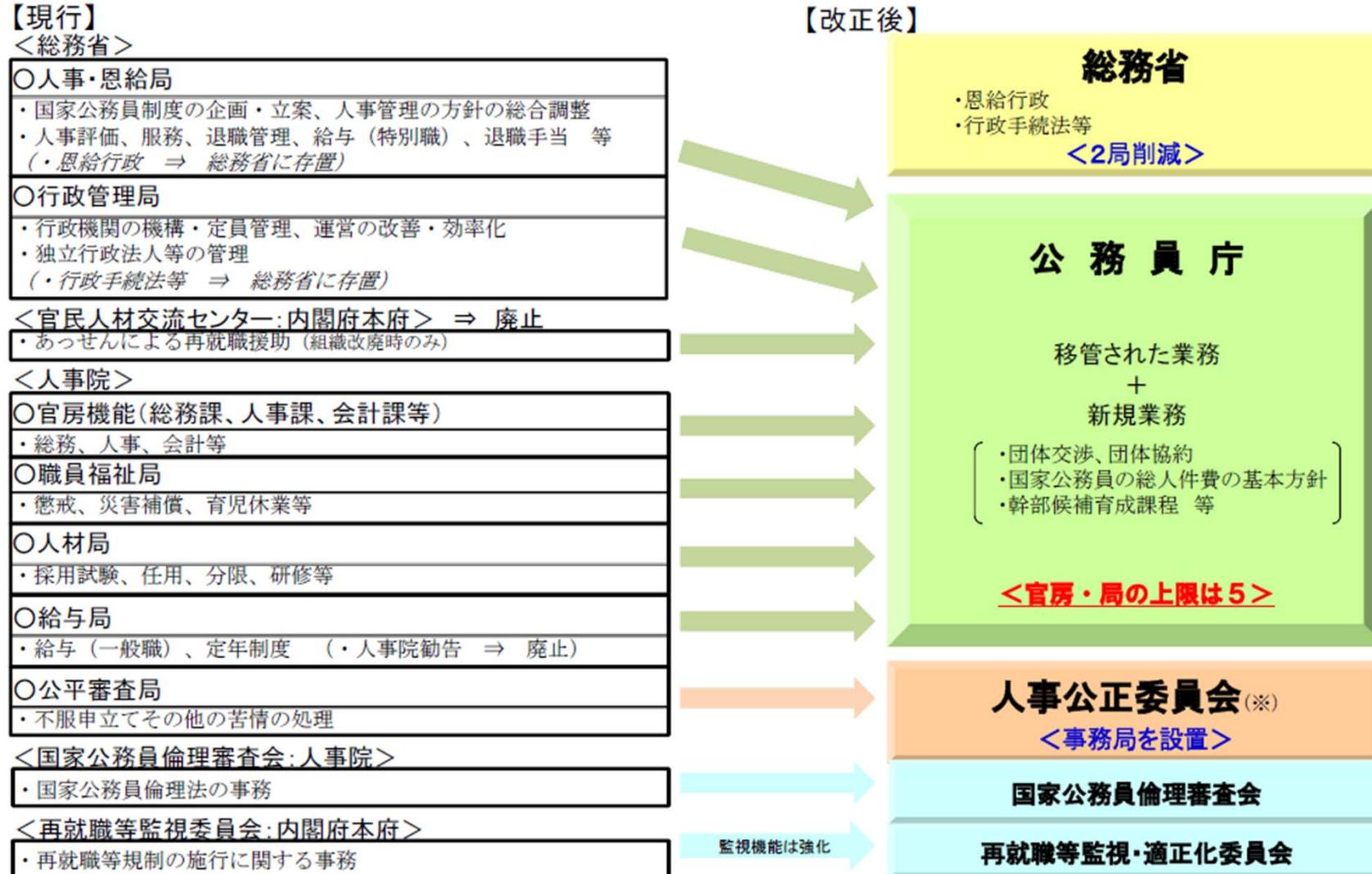
- 法定定年年齢を公的年金支給開始年齢と合わせて引き上げることは、企業の労務管理上大きな影響を及ぼすこと、60歳以降は働き方や暮らし方に対するニーズが多様であることから困難。法定定年年齢引上げは中長期的に検討していくべき課題。
- 平成25年度からの報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い、無年金・無収入となる者が生じないよう、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準は廃止することが適当。
- 使用者側から継続雇用の対象者基準の存続を求める意見が示されている事情に対する一つの方策として、報酬比例部分が支給される年代の者(注)に対しては、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を利用できる特例を認める経過措置を設けることが適当。

(注)報酬比例部分の支給開始年齢については、H25.4.1から、3年に年齢1歳ずつ段階的に引き上げることとされている。(具体的には、例えば、H25.4.1～H28.3.31の期間は「61歳」、H28.4.1～H31.3.31の期間は「62歳」・・・等となる。)

➡ 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定)において、「労働政策審議会の議論を踏まえ、必要な法案を平成24年通常国会へ提出することとされ、3月9日に法案が提出されたところ。

Ⅲ. 基本方針(案)のポイント③(再任用職員の給与の在り方) <記の4関係>

【参考】第1回意見交換会で指摘のあった人事関連機能の統合について、国家公務員制度改革関連法案により以下のとおり人事行政関係機関の再編が予定されている。



※ 人事院の機能のうち、公平審査局の機能のほか、各局が所掌する、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流基準、人事行政改善勧告、法令の制定改廃に関する意見の申出も移管

(注)法案の施行日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日。